

陳 情 文 書 表

受付番号	第12号
受付年月日	令和3年6月17日
件名	平成28年9月1日締結の武庫が丘コミセンの無償譲渡契約文書は、別途訴訟の「和解」による「平成28年4月10日連合自治会総会無効」により、「無効な行為」になってしまいました。よって、民法第119の規定にもとづき、新しい「法律行為」を求める陳情を致します。
陳情者	三田市 XXXXXXXXXX 宝代地 一雄
要旨	<p><陳情の要旨></p> <p>下記理由により、別途意見書を添えて、第7回目となる新しい陳情を致します。令和2年12月2日、令和3年2月24日生活地域常任委員会の2つの議事録に、連合自治会の平成28年4月10日総会無効が出てきません。つまり、陳情事項がまったく審議されていません。よって、陳情は1ミクロンも進展していません。</p> <p>意見①：平成28年（ワ）1316号（平成28年7月7日に受付）の訴状9P～10P抜粋 意見②：平成29年9月1日、議案62号を審議した生活地域常任委員会の議事録を分析した結果に関する意見 意見③：令和2年12月2日の常任委員会の議事録を分析した結果に関する意見</p> <p>これまでの審議において、「①無効又は取消となった場合は、②会長選任も無効・取消となるので、③三田市との契約も無効となる」が、生活地域常任委員会の審議に出てこないようです。「⑤審議のしようがないかという思いを持っております」ではなく、「審議」のしようがあります。『①無効又は取消となった場合は、②会長選任も無効・取消となる』ので、③三田市との契約も無効となるを審議し、担当課の答弁を求めて下さい。陳情者は、『平成28年4月10日の総会無効ならば、原告の弁護士が訴状にて記載しているように、平成28年9月1日の無償譲渡の締結は無効なので、二元代表制の責務において、『新しい法律行為』を「担当課に為させて」下さい。』</p> <p>意見④：よって、「法律の専門家の見解も含めて、いずれも有効である」とされるなら、平成28年11月11日以降に、「臨時総会」、「追認」は必要のない行動です。「有効でない」から、「臨時総会」を「開催せねばならなくなった」のです。「法律上の不備があったため、追認をせねばならなくなった」のです。常任委員会の審議の中に、「平成28年4月10日連合自治会総会は無効」がまったく出てきません。陳情者は、「平成28年4月10日連合自治会総会は無効」なら、①当事者が「適格な当事者」ではなくなり、②総会時の議案＝「無償譲渡契約を締結する」という住民合意の承認が消滅するため、「平成29年9月1日無償譲渡の契約」は「無効になってしまった」と訴えているのです。無効な行為の追認には、新しい法律行為が必要であると訴えているのです。</p> <p><陳情事項></p> <p><第7回目の陳情事項その①></p> <p>常任委員会の審議が「平成29年4月9日、連合自治会は追認をしているのでこの問題は終結しているとするのは、議案62号の別紙2に記載されている追認の法解釈が間違っています」と訴えました。常任委員会のこの「終結論」は、正しいのですか、誤っているのですか。そうなったのか、常任委員会として回答下さい。</p> <p><第7回目の陳情事項その②></p> <p>担当課の答弁は正しいとされるなら、二元代表制の責務において、平成28年9月1日連合自治会は、無償譲渡契約の適格な当事者であることを確認できる文書』を「担当課に作成させて」下さい。</p>

	<p><第7回目の陳情事項その③> 法律の専門家である原告の弁護士が訴状にて記載しているように、平成28年4月10日の連合自治会総会無効ならば、平成28年9月1日の無償譲渡の締結は、「欠けた自治会が存在する状態の連合自治会なので、総会と同様に無効」である。無効な行為に遡及効はありません。よって、二元代表制の責務において、「新しい法律行為」を「担当課に為させて」下さい。</p>
付託委員会	生活地域常任委員会